

令和3年10月15日

国土交通省

中部地方整備局長 堀田 治殿

株式会社ミニミニ岐阜  
代表取締役 江崎 友則



### 監督処分に係る業務改善措置について

(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等並びに本件違反行為の再発防止のために行った取引時の具体的な対策について、貴社の役員及び宅地建物取引業の従事者全てに対し速やかに周知徹底することについて

弊社役員及び全従業員に今回の違反行為の内容及び処分内容についてと再発防止のための取引時の社内ルールについて取り決め周知徹底いたしました。

(2) 重要事項説明書作成時における各事項の調査に際し、常に最新の情報を入手するために必要な改善策を検討するとともに、重要事項説明書の説明・交付時前における社内の厳格な確認体制を整備することについてと、特に登記記録に関する調査に際しては、改善策を検討し必要な措置を講じることについて

重要事項説明書作成について常に最新の情報入手し、記入漏れや虚偽記載を防止するために管理職と取引士資格者による相互確認等の社内規定を策定し、健全な業務を行ってまいります。

(3) 宅地建物取引業法及び関係法令の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役員及び宅地建物取引業の従事者全てに対し継続的にこれを実施することについて

宅建業法等の法令順守の徹底を図るとともに、今後においてもコンプライアンスに関する教育を強化し、再発防止に向け継続的に研修を実施してまいります。

(4) 日常の業務運営に関する調査及び定期的な点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備等必要な措置を講じることについて

支店の管理職による調査及び定期的な点検し、取引帳簿の報告書を作成し、本社監査で確認する業務管理を行うことにより、業務管理体制の整備・強化を図ってまいります。

(5) その他について

弊社は、今回の監督処分「指示処分」を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、法令遵守を徹底し同じ過ちを繰り返さぬよう再発防止に全従業員で取り組み、信頼回復に努めてまいります。

お客様並びに取引関係者の皆様には多大なるご心配、ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

(6) 本件についてのお問い合わせ先

株式会社ミニミニ岐阜 受付ダイヤル

058-275-3032 (受付時間 10:00~18:00)

以上